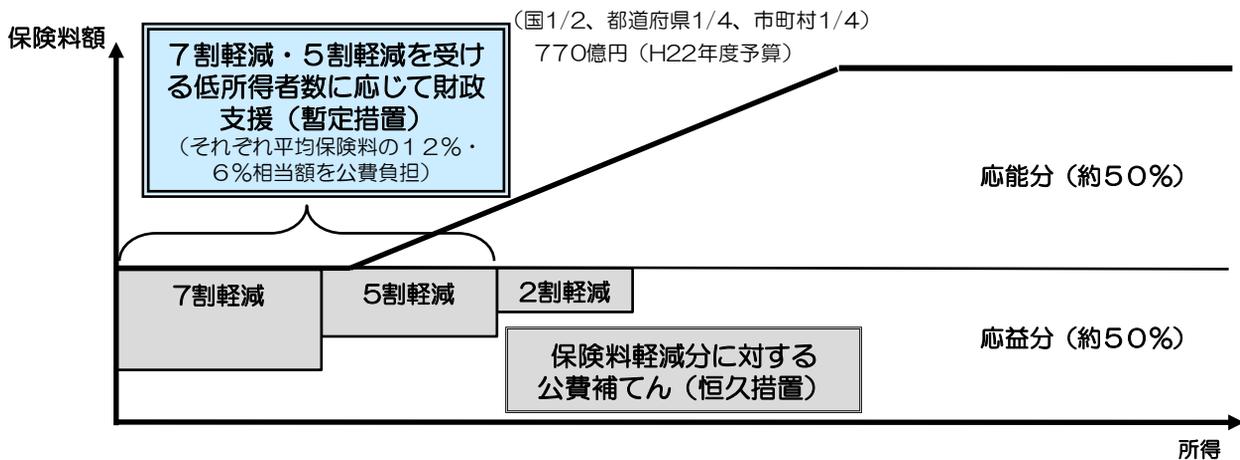
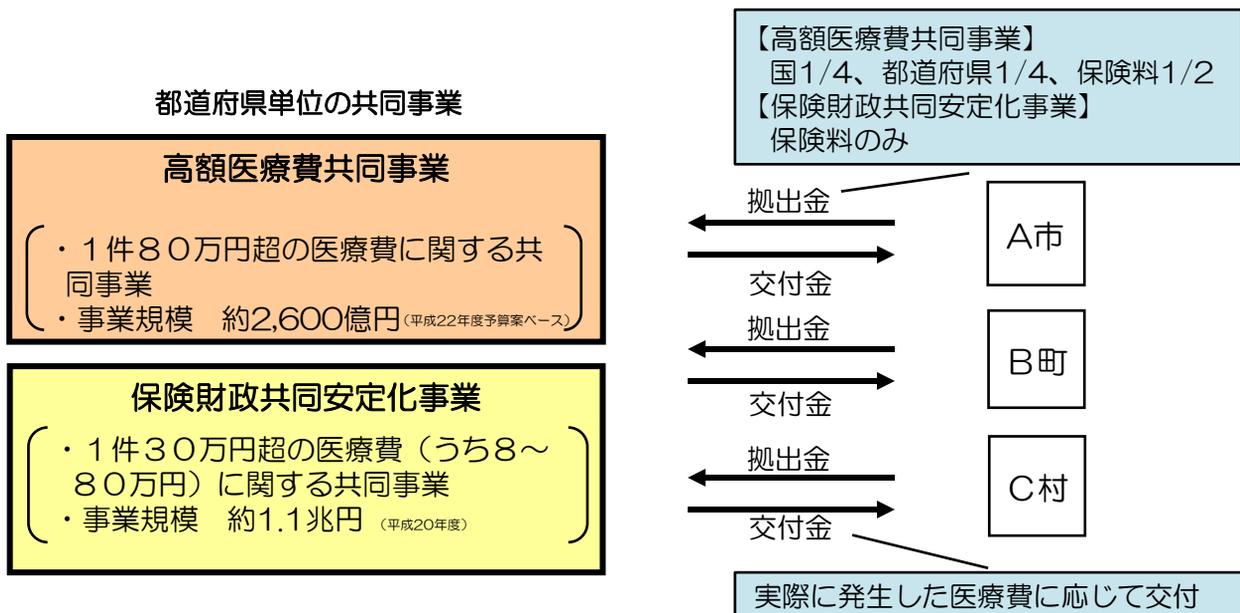


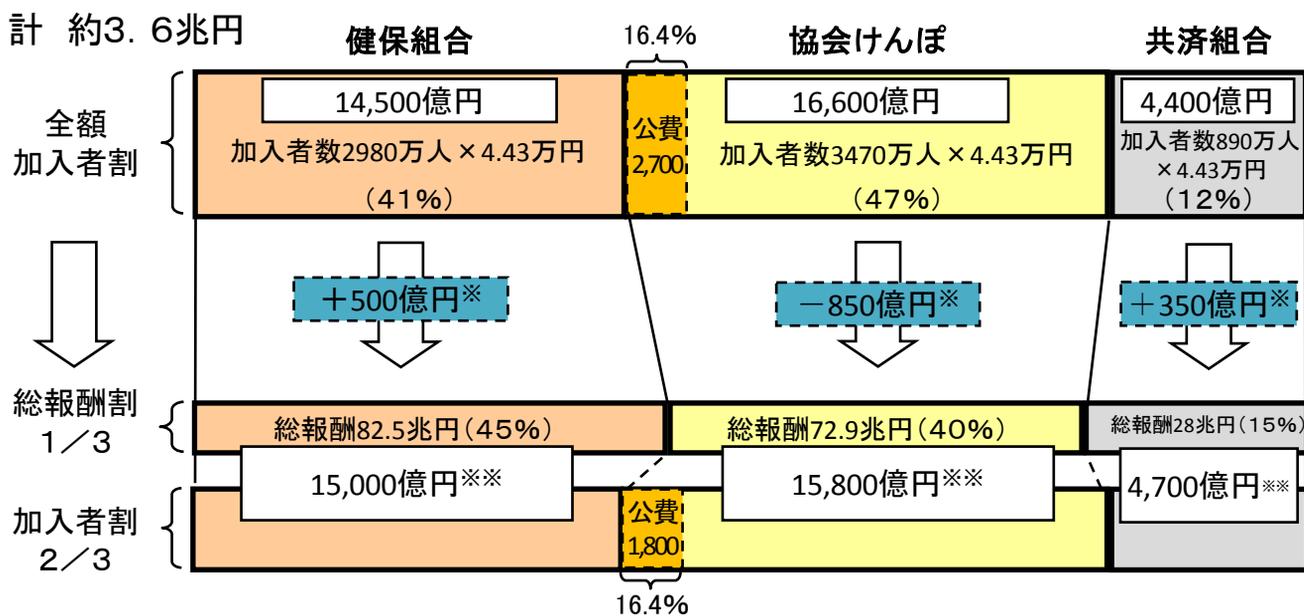
市町村国保における保険基盤安定制度の概要



市町村国保における高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要



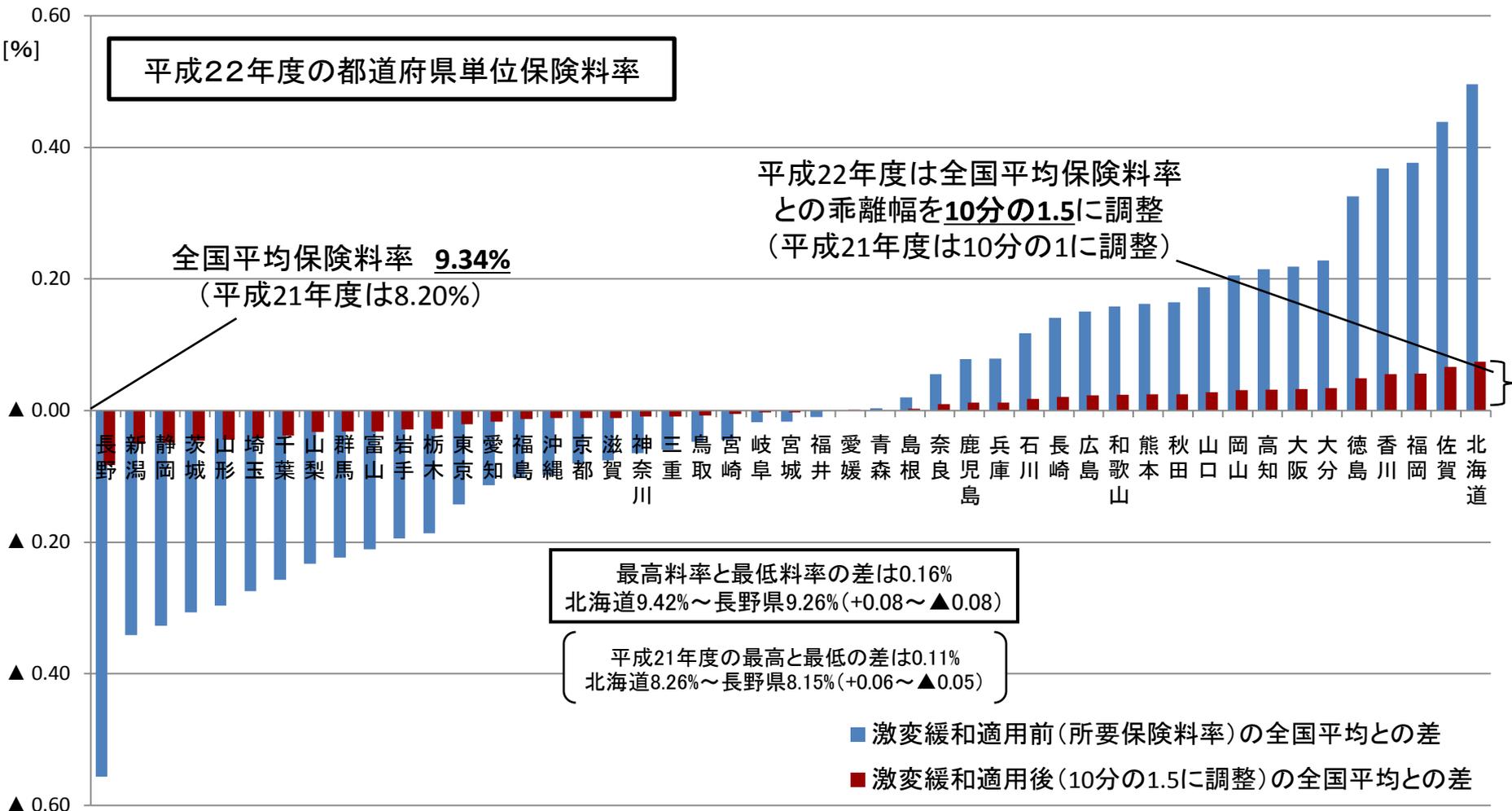
被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割導入について



※ 22年度は、健保組合+330億円、協会けんぽ-560億円、共済+230億円
 ※※ 22年度は、健保組合14,800億円、協会けんぽ16,100億円、共済4,600億円

都道府県単位保険料率の激変緩和措置の期間延長について

- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、平成25年9月までの間は、激変緩和措置を講ずることが、法律に規定されている。
- 協会けんぽの財政状況の急激な悪化により、平均保険料率が急上昇する状況であるため、激変緩和措置の期間を平成29年度末までに延長することとする。



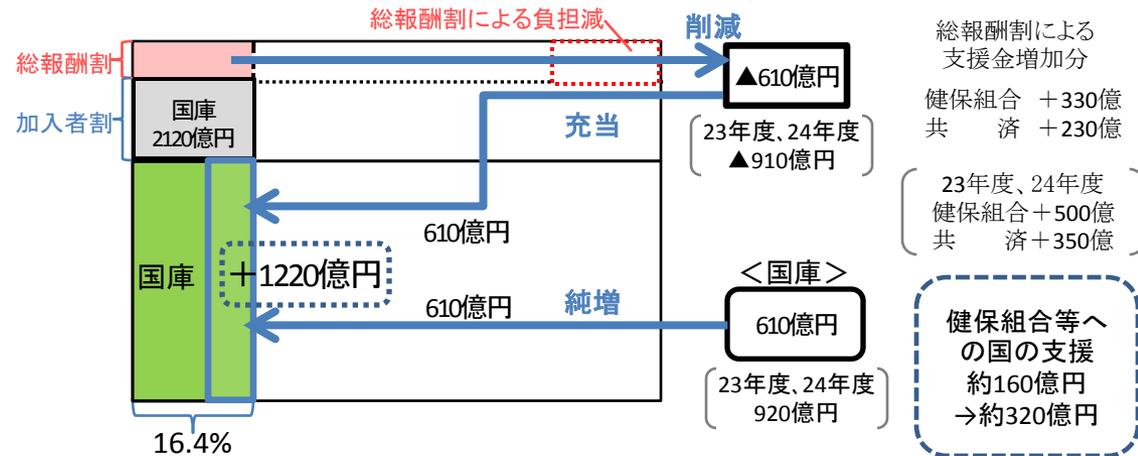
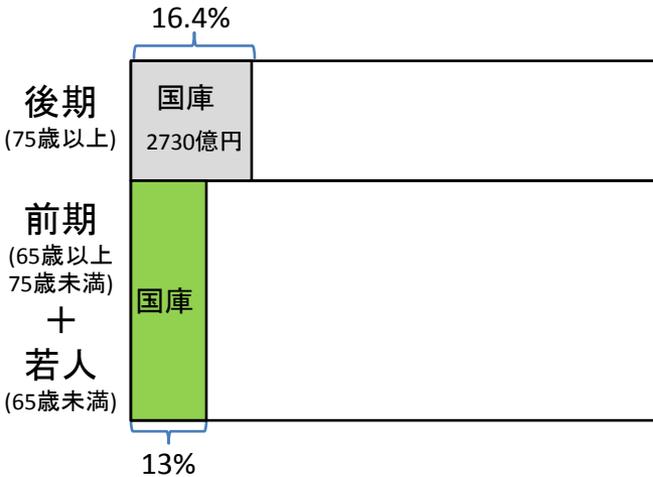
平成22年度の協会けんぽの国庫補助等のイメージ

< 現行 >

・後期支援金は加入者割

< 平成22年度 >

- ・後期支援金の1/3について総報酬割（7月～（8/12か月分））
- ・前期＋若人への国庫補助率16.4%（7月～（8/12か月分））

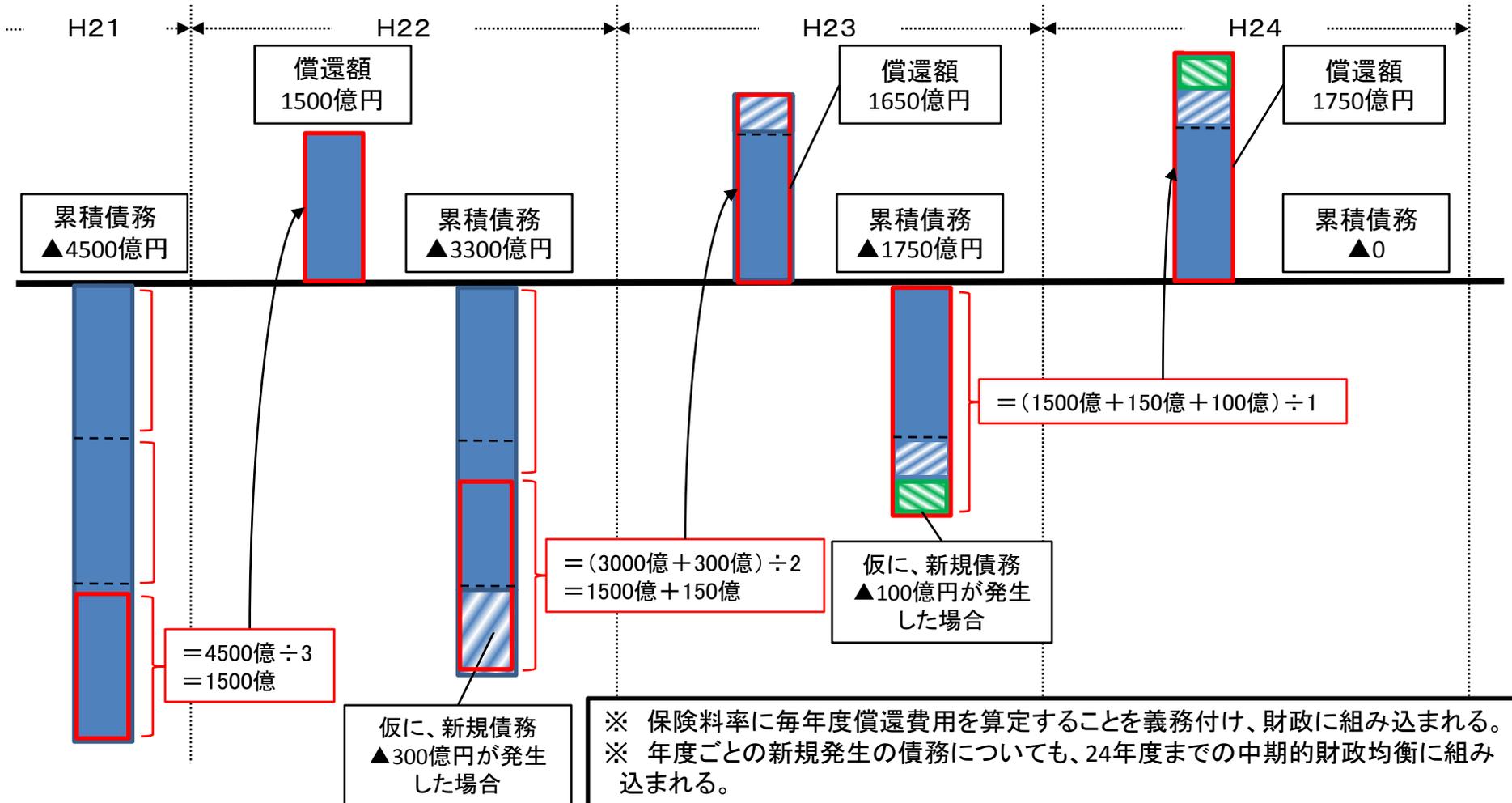


< 今回の特例措置のポイント >

- ・国は、協会けんぽの国庫補助率引き上げの所要財源の半分を真水（純増）で確保
- ・後期支援金の総報酬割によって削減した国庫補助は、協会けんぽの国庫補助率引き上げに充当
- ・負担能力に応じた費用負担であり、財政力の弱い健保組合にとっても負担減（約550組合で負担減）
- ・前期高齢者納付金の負担軽減を図るため、国による健保組合等への支援を22年度において倍増

中期的な財政健全化の枠組みについて(健康保険法第160条第3項関係)

- 協会けんぽは、保険料率を設定するに当たって、毎事業年度における財政均衡が要件とされている。
- 22年度から24年度まで、単年度財政均衡の特例として、借入金償還を単年度収支に組み込んだ上で、単年度で収支が均衡しない保険料率の設定を可能とする。
- 当該年度の保険料率に算定する借入金償還額は、前年度末時点での借入金をもとに、政令で定めるものとする。



広域化等支援方針の策定について

- ① 改正法により、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、**新たに都道府県の判断により「広域化等支援方針」(※)の策定ができることに。**
- ② 都道府県は市町村の意見を聴いて策定することとなるが、**可能なものから早期に策定するよう要請。**
- ③ 現在新たな高齢者医療制度について検討されており、広域化等支援方針の内容についても、この影響を受けることが予想されるため、将来目指すべき方向性を掲げつつ、**当面、平成24年度までに取り組むべきものを中心に定めるよう要請。**

(※) 広域化等支援方針のイメージ

都道府県が、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するため、市町村の意見を聴きつつ、国保の都道府県単位化に向けて策定する方針。
内容はおおむね以下に掲げる事項。

(1) 事業運営の広域化

- ・収納対策の共同実施
- ・医療費適正化策の共同実施
- ・広域的な保健事業の実施
- ・保険者事務の共通化 など

(2) 財政運営の広域化

- ・保険財政共同安定化事業の拡充
- ・都道府県調整交付金の活用
- ・広域化等支援基金の活用など

(3) 都道府県内の標準設定

- ・保険者規模別の収納率目標
- ・赤字解消の目標年次
- ・標準的な保険料算定方式
- ・標準的な応益割合 など